

令和5年度第1回山形市景観審議会

日 時 令和5年9月1日（金）
午後2時から

場 所 山形市役所701会議室

次 第

1 開 会

2 まちづくり政策部長挨拶

3 議 事

(1) 会長及び副会長の選任

参考資料1

(2) 専門部会委員の指名

参考資料1

(3) 七日町御殿堰周辺地区の景観重点検討地区の指定について（諮問事項）

資料1

参考資料2

参考資料3

4 報 告

(1) 東北中央自動車道山形PAスマートICの供用開始に伴う屋外広告物に係る規制
地域の変更について

資料2

参考資料4

(2) 山寺及び蔵王温泉景観重点地区の取組状況について

資料3

5 その他

6 閉 会

◆配布資料

資料1

七日町御殿堰周辺地区の景観重点検討地区の指定について

資料2

東北中央自動車道山形PAスマートICの供用開始に伴う屋外広告物に
係る規制地域の変更について

資料3

山寺及び蔵王温泉景観重点地区の取組状況について

参考資料1

山形市景観審議会の概要

参考資料2

七日町御殿堰周辺地区における景観重点地区の指定に向けた取組
状況について

参考資料3

七日町御殿堰周辺地区の景観重点検討地区の指定後の取組について

参考資料4

規制地域変更区域のイメージ図について

■山形市景観審議会委員

委員区分	所 属 職 名	氏 名
有識者	東北芸術工科大学 基盤教育研究センター 教授	小 林 敬 一
	東北芸術工科大学 デザイン工学部 教授	山 畑 信 博
	N P O 法人地域振興再生機構 副理事長	村 松 真
	弁護士	青 柳 紀 子
関係団体	山新観光株式会社	佐 藤 真 美
	一般社団法人 山形県建築士会山形支部	徳 正 宜 子
	山形県広告業協会	鈴 木 琢 郎
	山形県屋外広告美術協同組合	服 部 正
	山形商工会議所	高 橋 紀美子
	樹木医	山 田 寛 爾
	山形市中心商店街街づくり協議会	會 津 菜穂子
	山形県写真連盟	阿 部 直 美
行政機関	国土交通省 東北地方整備局 山形河川国道事務所 副所長（道路）	佐 藤 正
	山形県村山総合支庁 建設部長	渡 辺 満
	山形県山形警察署 生活安全課長	鈴 木 哲 也

■関係課

所 属 職 名	氏 名
まちづくり政策部 次長（兼）まちづくり政策課長	丹 野 善 彦

■事 務 局

所 属 職 名	氏 名
まちづくり政策部長	渡 邊 俊
まちづくり政策部 都市政策調整監	熱 海 裕 章
まちづくり政策部 次長（兼）まちなみデザイン課長	佐 藤 一 大
まちづくり政策部 まちなみデザイン課長補佐	城戸口 真 一
まちづくり政策部 まちなみデザイン課長補佐（兼）景観係長	三 井 和 美
まちづくり政策部 まちなみデザイン課 屋外広告物係長	山 岸 由 佳
まちづくり政策部 まちなみデザイン課 主任	加 地 友 哉
まちづくり政策部 まちなみデザイン課 主事	鈴 木 茉 優
まちづくり政策部 まちなみデザイン課 主事	大 宮 唯
まちづくり政策部 まちなみデザイン課 主事	伊 藤 聖 花

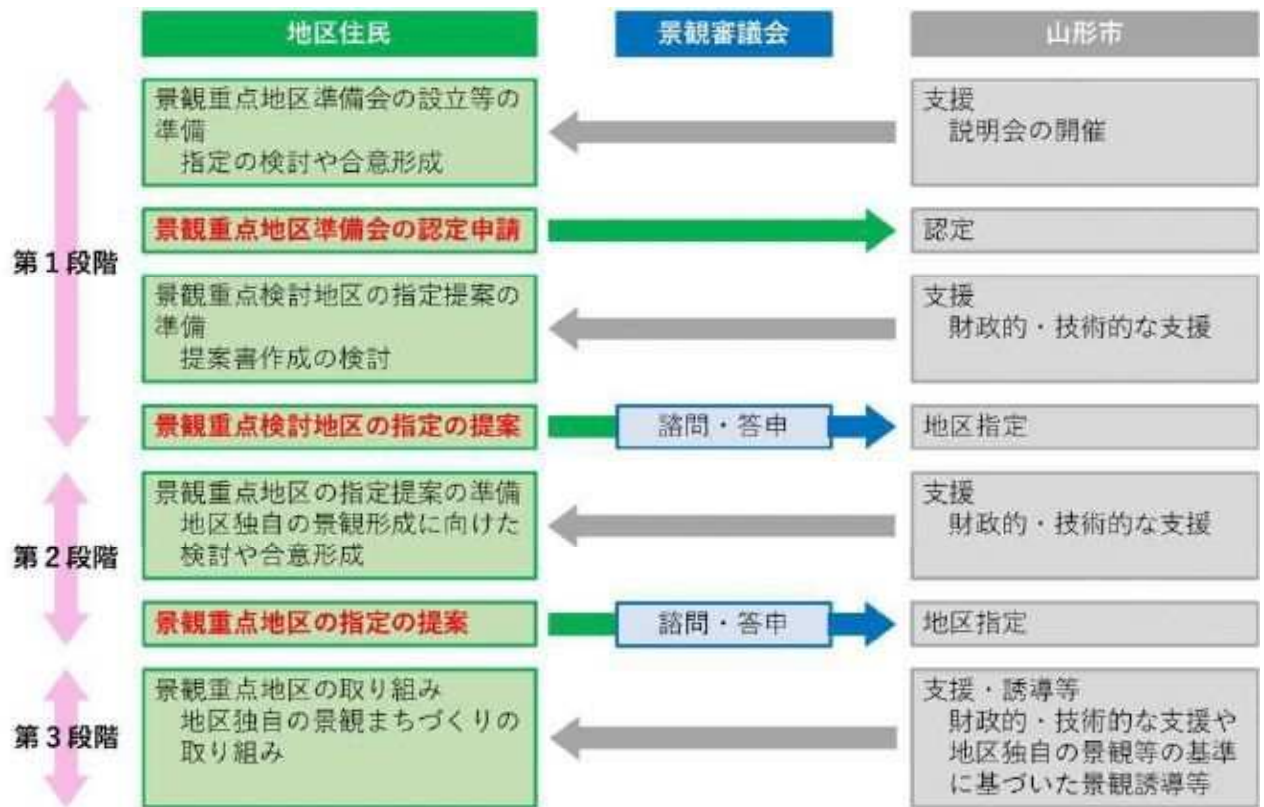
七日町御殿堰周辺地区の景観重点検討地区の指定について

1 景観重点検討地区の概要について

平成31年4月に策定した山形市景観計画においては、特に優れた景観形成に向け、重点的かつ計画的に整備又は保全していく必要があると認められる地区について、「景観重点地区」に指定し、より積極的な景観形成を進めることとしている。

景観重点地区の指定にあたっては、地区住民の主体的な発意によって指定できる仕組みとしており、その指定に向けた準備段階として、「景観重点検討地区」を指定することとしている。

【景観重点地区指定の流れ】



2 七日町御殿堰周辺地区の景観まちづくりに向けた取り組みについて

(1) 七日町御殿堰周辺地区の概要

七日町御殿堰周辺地区は、山形駅から徒歩 20 分の中心市街地に位置しており、約 400 年前に造られた山形五堰の一つである「御殿堰」が地区内を東西に流れる山形市特有の景観を有する歴史的財産となっている場所である。

- ① 景観類型 : 市街地ゾーン／中心市街地景観
- ② 屋外広告物規制地域 : 第 3 種普通規制地域



(2) これまでの経緯



(3) 景観重点地区準備会の設立

- ① 設 立 日 令和5年8月4日
- ② 名 称 七日町御殿堰周辺景観重点地区準備委員会
- ③ 代 表 会長 岩淵 正太郎
- ④ 構 成 員 以下の会員名簿のとおり
- ⑤ 設立の目的 当地区は景観重点地区の指定による街並み景観の形成を行い、地区全体としての魅力向上を図ることを目的に、当該団体を設立するものである。

七日町御殿堰周辺景観重点地区準備委員会
会員名簿

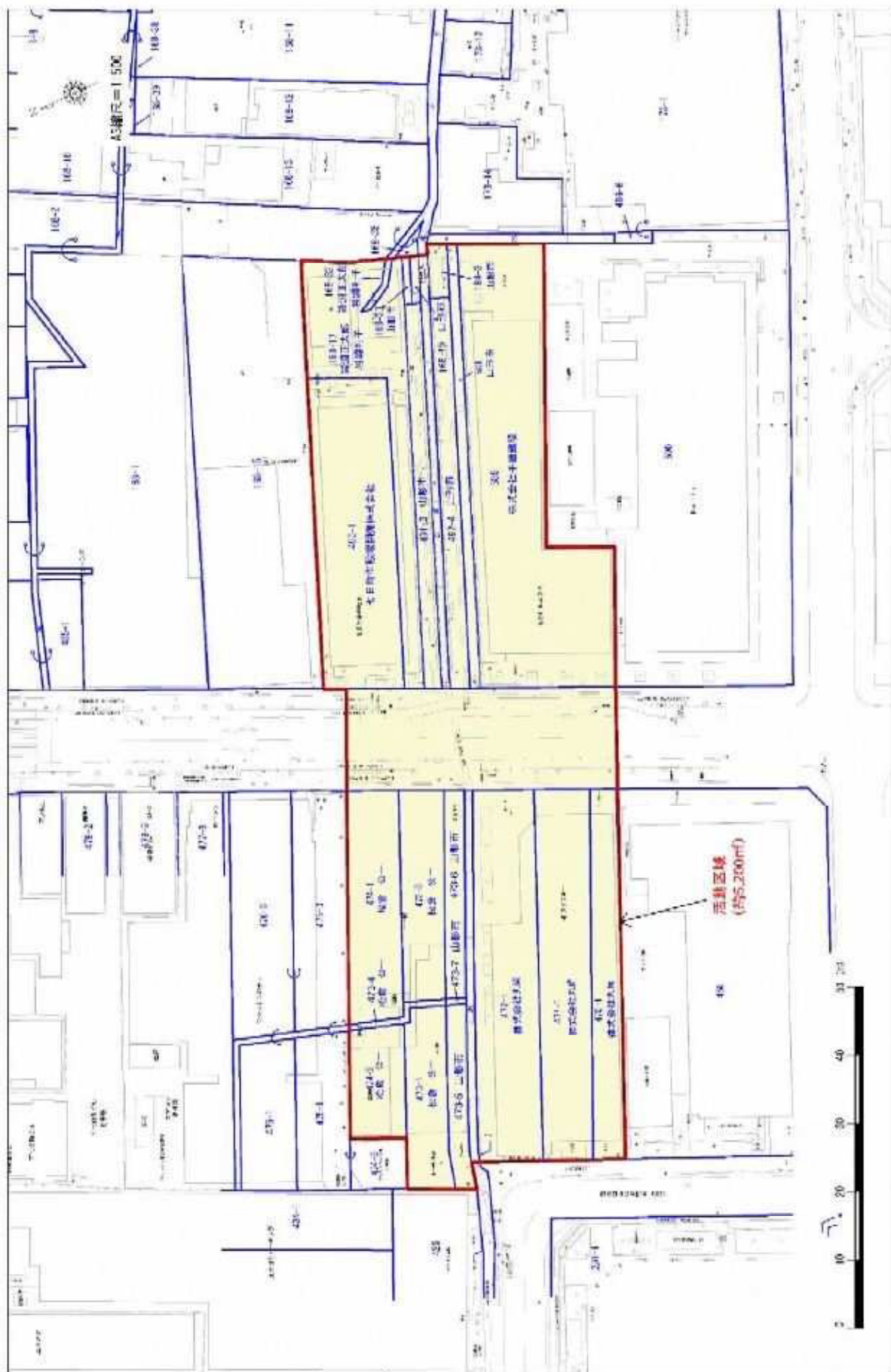
令和5年8月3日時点

番号	権利者名（五十音順）	登記住所	役職	備考
1	岩淵正太郎	山形市若葉町9番25号	会長	土地
2	岩淵利子	山形市若葉町9番25号		土地
3	株式会社十一屋	山形市蔵王松ヶ丘二丁目2-24	副会長	建物
4	株式会社ジョイン	山形市元木一丁目13番25号	監事	建物
5	株式会社千歳建設	山形市富神台15番地	会計	土地・建物
6	株式会社丸尚	山形市浜崎11-1		土地
7	七日町御殿堰開発株式会社	山形市七日町二丁目7番6号	監事	土地・建物
8	松倉公一	山形市あさひ町3番21号		土地

(4) 景観重点検討地区の提案

- ① 提案書提出日：令和5年8月4日
- ② 提案者：七日町御殿堰周辺景観重点地区準備委員会 会長 岩淵 正太郎
- ③ 区域の面積：5,200 m²
- ④ 目指す景観像：
 - ・七日町の歴史を今、そして未来に伝える景観
 - ・人が行き交い、滞留し、賑わいが生まれる景観
 - ・七日町の顔として人を惹きつける景観
 - ・四季を通して緑を感じる景観
- ⑤ 提案の理由：目指す景観像の実現のため、既存の景観計画よりもさらに詳細な景観形成基準により、御殿堰を基軸として七日町の顔となる景観形成を図る必要があるため。また、屋外広告物についても、既存の許可基準に加え、地区独自の基準により、御殿堰との調和を図る必要があるため。

七日町御殿堰周辺景観重点地区準備委員会 活動区域



3 七日町御殿堰周辺景観重点地区の景観重点検討地区の指定基準への適合について

(1) 景観重点検討地区の指定基準

地区内の景観まちづくりへの機運の高まりが期待できる地区であって、山形市景観計画で定める指定基準に合致する地区を景観重点検討地区に指定できることとしている。

山形市景観条例（抜粋）

（景観重点検討地区の指定等）

第12条 市長は、景観計画区域内において、景観まちづくりの推進のための一体的な活動を優先的かつ計画的に行うべき区域のうち、市民又は事業者が自ら積極的にその活動に取り組み、又はその活動への取組が見込まれる区域を景観重点検討地区として指定することができる。

【山形市景観計画で定める景観重点検討地区の指定基準】

- ア 市のシンボルや顔としてアピール性を有し、魅力あるまちなみの形成を目指す地区
- イ 特徴あるまちなみや歴史的建造物が集積する地区で、周囲の景観と一体をなした歴史的景観の保存・創造が必要とされる地区
- ウ 新たなまちなみの創出により、魅力ある景観形成を図ることができる地区
- エ これまでに景観整備等の取組を行っており、景観形成に対する地元住民の理解や盛り上げのある、あるいは期待できる地区
- オ 景観が対外的に評価されていると認められる地区

【参考】

山形市景観条例（抜粋）

（景観重点地区の指定等）

第10条 市長は、景観計画区域内において、重点的に景観まちづくりを推進する必要があると認める区域を景観重点地区として指定することができる。

2 前項の景観重点地区（以下「景観重点地区」という。）には、第12条第1項に規定する景観重点検討地区のうち、次に掲げる要件を満たすと認められる区域を指定するものとする。

- (1) 景観の形成を図るための方針等がこの市の景観まちづくりの推進に資すること。
- (2) 当該区域内の土地所有者等（法第11条第1項に規定する土地所有者等をいう。以下同じ。）において、景観重点地区の指定に係る合意形成が図られていること。

景観重点地区の指定の提案にあたっては、山形市景観条例施行規則の定めるところにより、土地所有者等の3分の2以上の同意を得たことを証する図書を添付することとしている。

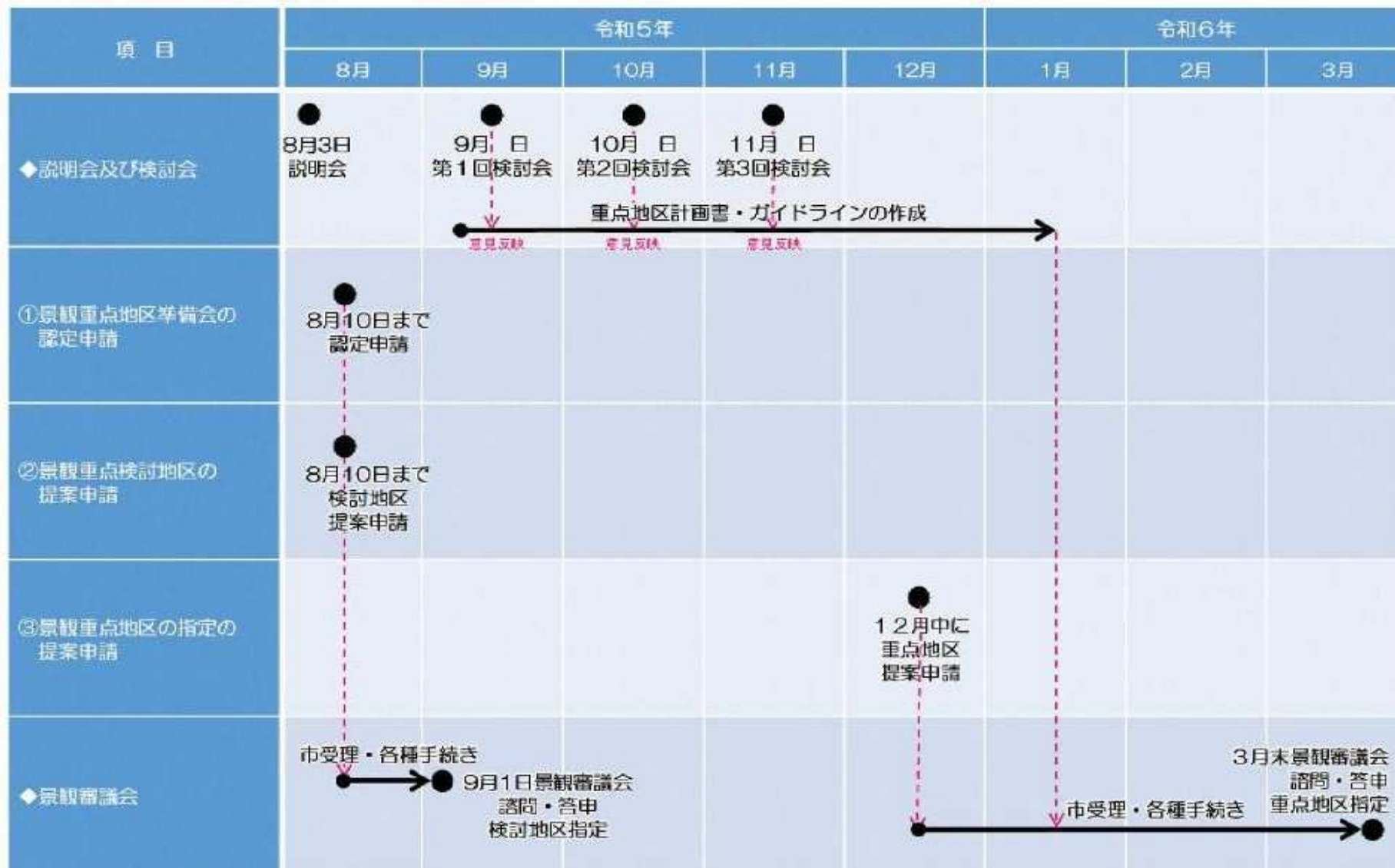
(2) 景観重点検討地区の指定基準への適否

- ① 七日町御殿堰周辺景観重点地区準備委員会会員に、取り組みに対しての意向を聞いた結果、反対意見はなかったため、概ね地区内の合意を得たと考える。
- ② 七日町御殿堰周辺景観重点地区において掲げる目指す景観像や、観光地としての地区の特性を踏まえて、次のとおり、景観重点検討地区の指定基準へ適合しているものとする。

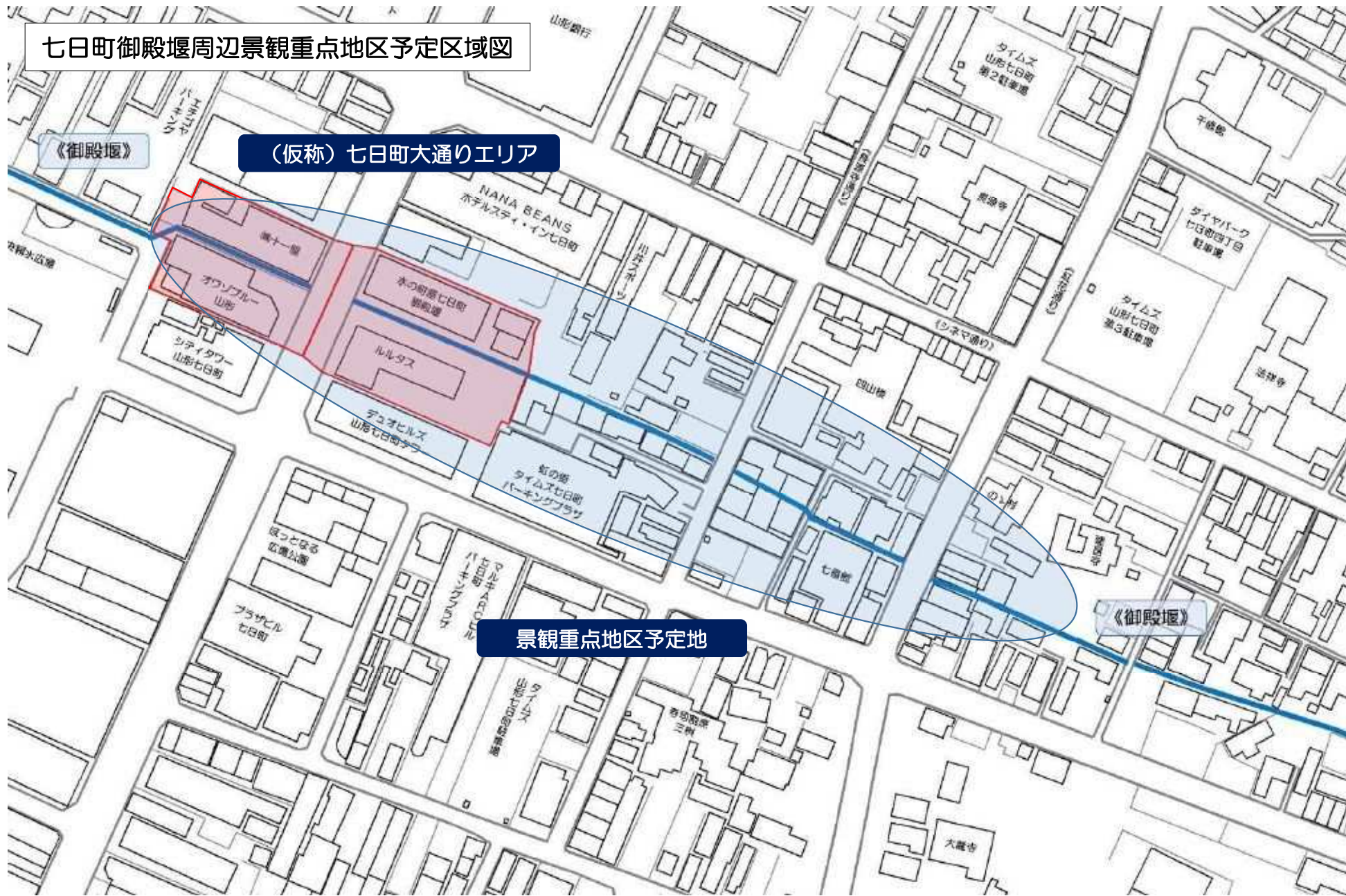
指 定 基 準	山形市の考え方	
ア 山形市のシンボルや顔としてのアピール性を有し、魅力あるまちなみ景観の形成を目指す地区	当検討地区は山形市の中心市街地における商業地であり、景観まちづくりの取り組みにより、商業地としての魅力向上を図る必要がある。	適合
イ 特徴あるまちなみや歴史的建造物が集積する地区で、周囲の景観と一体をなした歴史的景観の保全・創造が必要とされる地区	当検討地区は「山形市中心市街地グランドデザイン（R4.11 改訂）」において「戦略的景観構築ブロック（御殿堰修復エリア）」に位置づけられており歴史的景観の保全・創造が必要とされている。	適合
ウ 新たなまちなみの創出により魅力ある景観形成を図ることができる地区	御殿堰の修景整備と連動した堰沿線の街並み創出により、魅力のある景観形成が期待できる。	適合
エ これまでに景観整備の取り組みを行っており、景観まちづくりに対する地元住民の理解や盛り上げりのある、又は期待できる地区	これまで、七日町活性化拠点づくりプロジェクトなどの取り組みを進めてきており、既に景観まちづくりに対する地権者等の機運の高まりがみられる。	適合
オ 景観が対外的に評価されていると認められる地区	水の町屋七日町御殿堰が 2011 年にグッドデザイン賞を受賞するなど、山形で約 400 年前に造られた御殿堰とそれに沿った街並みが評価されてきている。	適合

重点地区指定までの工程イメージ

R5.8.3



七日町御殿堰周辺景観重点地区予定区域図



《御殿堰》

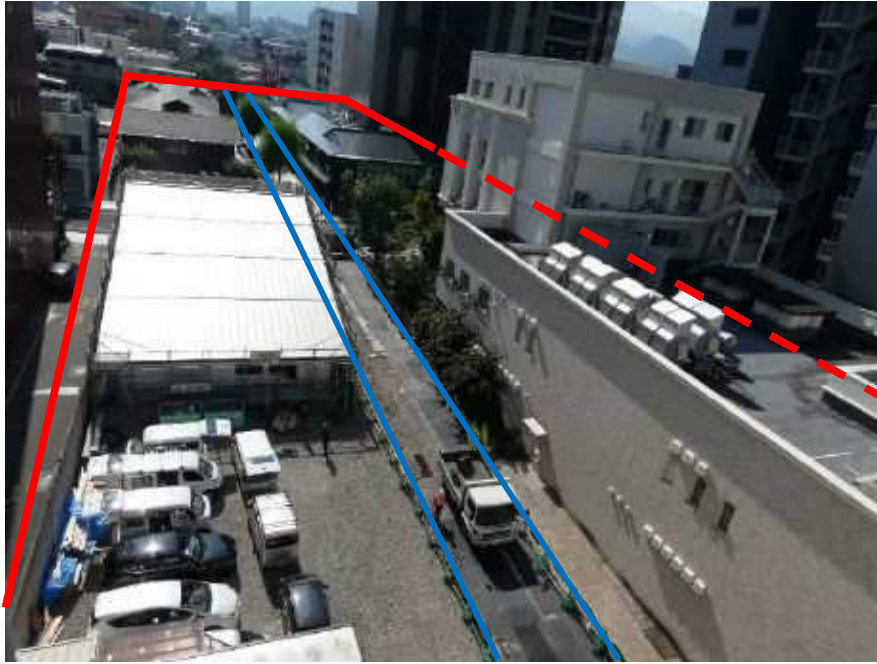
(仮称) 七日町大通りエリア

景観重点地区予定地

《御殿堰》

七日町御殿堰周辺地区の現況写真

■ 景観重点検討地区の範囲



■ 七日町大通りから見た各エリア



十一屋・オワゾブルー側



水の町屋側



七日町御殿堰周辺地区の現況写真

■水辺の状況



十一屋本店完成予定図



七日町第6ブロック北御殿堰整備工事完成予定図



東北中央自動車道山形PAスマートICの供用開始に伴う 屋外広告物に係る規制地域の変更について

1 規制地域変更の理由

令和6年3月末（予定）の山形PAスマートICの供用開始に伴い、屋外広告物条例の規定により山形PAスマートICから3km以内の一般国道および県道の両端500m以内における第1種普通規制地域は第2種特別規制地域に変更となる。

【根拠解説】

○山形市屋外広告物条例施行規則 別表第2

第2種特別規制地域 1 条例第6条第1項第1号ア、第5号及び第6号に規定する地域、
地区又は区域

○山形市屋外広告物条例 第6条第1項第6号

道路、鉄道、軌道及び索道（以下「道路等」という。）並びに道路等から展望することができる範囲の地域で市長が指定する区域

○市長が指定する区域

（1）次に掲げる道路の区分に応じ、それぞれ次に定める道路及びその両側500メートル以内の当該道路から展望することができる範囲の地域（用途地域を除く。）

（中略）

エ 県境及びインターチェンジから3キロメートル以内の一般国道及び県道 市内全線

2 変更の概要

（1）第2種特別規制地域に変更となるエリアにおいて、自家広告物および案内広告物を除く、
一般広告物はすべて設置不可となる。広告物の区分は以下のとおりである。

■自家広告物■

自己の氏名、店名、屋号、商標、事業内容、営業内容を表示するため、自己の住居、店舗、事業所、営業所に掲出する広告物等で敷地外に突出しないもの



■案内広告■

施設名、位置、方向、距離のみを表示するもの（施設から道程5km以内に掲出されるもので3個を限度とする）



■一般広告物■

自家広告物や案内広告に該当しないもの（自己の店舗の敷地外に掲出するものなど）

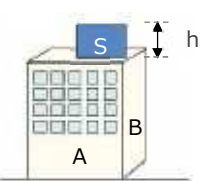


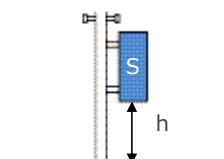
(2) 自家広告物および案内広告の設置については、広告物の種類（建植広告、壁面利用広告等）により、変更点が以下の3パターンに分類される。

- ①設置不可となるもの
- ②設置可能だが表示面積や高さの制限が厳しくなるもの
- ③設置可能で表示面積および高さの制限に変更が無いもの

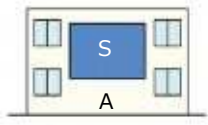
3 広告物の種類ごとの変更点について

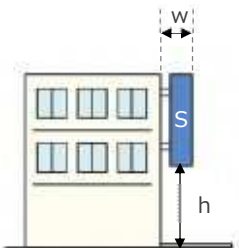
①自家広告物、案内広告のうち設置不可となるもの

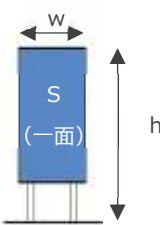
【屋上利用広告】 広告板・広告塔	規制地域	普通1種 【規制地域変更前】	特別2種 【規制地域変更後】
	建物の最大壁面積 (A) を1としたときの一面の表示面積 (S) の割合	5分の1以下	設置不可
	建物の合計壁面積 (2A + 2B) を1としたときの合計表示面積の割合	5分の1以下	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告物の高さ (h) が 20m以下で、建物の高さの2分の1以下であること。 ・ 建物の端から突出しないこと。 	

【電力柱等利用広告】 袖看板	規制地域	普通1種 【規制地域変更前】	特別2種 【規制地域変更後】
	大きさ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 縦 1.3m以下、 ・ 横 0.45m以下 (消火栓の位置を示す標識を利用して表示する場合は0.8m以下) 	設置不可
	下端高 (h)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩道上 : 2.5m以上 ・ 歩道のない道路 : 4.5m以上 	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 信号機から 30m以上、道路標識、踏切及び主要な交差点から 10m以上離れていること。 ・ 電力柱等 1本につき、1個とすること。 	

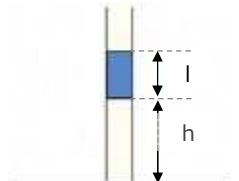
②自家広告物、案内広告のうち表示面積や高さの制限が厳しくなるもの

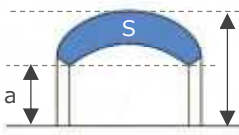
【壁面利用広告】 広告板	規制内容	規制地域	
		普通1種 【規制地域変更前】	特別2種 【規制地域変更後】
	表示面積* (S)	10 m ² 以下	5 m²以下
	1 壁面の合計 表示面積	20 m ² 以下	5 m²以下
	1 壁面全体 (A) に占める 合計表示面積の割合	3分の1以下	—


【壁面利用広告】 広告板 (壁面から突出するもの)	規制内容	規制地域	
		普通1種 【規制地域変更前】	特別2種 【規制地域変更後】
	表示面積 (S)	10 m ² 以下	5 m²以下
	壁面からの 出幅 (w)	2 m以下 ※そのうち道路突出は1 m未満	
	下端高 (h)	・歩道上：2.5m以上 ・歩道のない道路：4.5m以上	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 合計表示面積がその利用にかかる壁面 (A) の3分の1以下であること。 壁面の上端を超えないこと。 	壁面の上端を超えないこと。

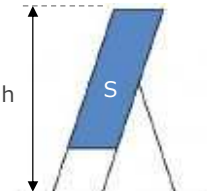
【建植広告】 広告板・広告塔	規制内容	規制地域		
		普通1種 (案内広告物および一般広告物) 【規制地域変更前】	普通1種 (自家広告物) 【規制地域変更前】	特別2種 (自家広告物および案内広告物) 【規制地域変更後】
	表示面積 (S)	<ul style="list-style-type: none"> 高さ (h) が 15m以下で、その上端が道路端部 2mの高さから仰角 14度*²の範囲内にあること。 幅 (w) : 高さ (h) の2分の1以下 建植広告相互間の距離：50m 以上 	10 m ² 以下	5 m²以下
	高さ (h)		8m以下	5m 以下

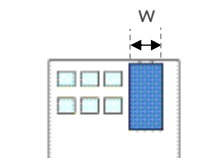
③自家広告物、案内広告のうち表示面積や高さの制限に変更がないもの

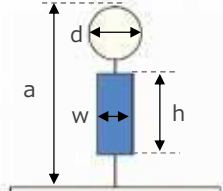
【電力柱等利用広告】 巻付広告・塗装広告	規制地域	普通1種	特別2種
	長さ(l)	1.5m以下	
	地上からの高さ(h)	1.2m以上	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・信号機から30m以上、道路標識、踏切及び主要な交差点から10m以上離れていること。 ・電力柱等1本につき、巻付広告または塗装広告のいずれか1個とすること。 	

【建植広告】アーチ	規制地域	普通1種	特別2種
	表示面積(S)	20㎡以下	
	高さ(h)	10m以下	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・地面から脚柱以外の部分の下端までの高さ(a)が5m以上であること。 ・信号機から30m以上、道路標識、踏切及び主要な交差点から10m以上離れていること。 	

はり紙・はり札等	規制地域	普通1種	特別2種
	表示面積(s)	1㎡以下	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・同一場所に同一内容のものを連続して表示しないこと。 ・はり紙については、全面のりづけしないこと 	

立看板等	規制地域	普通1種	特別2種
	表示面積(s)	4㎡以下	
	高さ(h)	3.6m以下	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・信号機から30m以上、道路標識、踏切及び主要な交差点から10m以上離れていること。 ・倒れないように措置されるものであること。 	

広告幕・広告旗	規制地域	普通1種	特別2種
	幅(w)	1.5m以下	
	広告幕が道路を横断する場合の事項	<ul style="list-style-type: none"> ・広告物から下端の高さが、歩道上で2.5m以上（歩道のない道路では4.5m以上）であること。 ・信号機から30m以上、道路標識、踏切及び主要な交差点から10m以上離れていること。 	

アドバルーン	規制地域	普通1種	特別2種
	気球の直径(d)	3m以下	
	係留場所から気球先端までの垂直距離(a)	50m以下	
	その他	添加する広告物の幅(w)が1.5m以下、長さ(h)が15m以下であること。	

4 既存不適格物件について

屋外広告物条例施行規則第8条の規定により、規制変更後5年間は（予定通り令和6年3月末に供用開始となった場合は令和11年3月末まで）経過措置により掲出可能となるため、その期間満了までに改修していただくこととなる。

(1) 8月31日現在の件数について

- ①許可物件（一般広告物） 22件
- ②自家広告物 15件

(2) 対応について

①許可物件（一般広告物）

申請者へ、設置中の広告物が既存不適格物件となることを記載した文書を送付する。

②自家広告物

設置中の広告物が既存不適格物件となることを訪問もしくは郵送等により周知する。

5 今後の周知について

(1) 広告業者へ周知文書を送付

広告物の設置を請け負う広告業者へ規制地域の変更の周知を図ることにより、自家広告物および案内広告における違反広告物の設置を防ぐ。

(2) 広報やまがたおよび山形市ホームページへの掲載

この度の区域変更では、一般広告物の掲出が禁止されることから、広告業者および変更区域内に既存不適格物件の設置がある事業者への周知のみならず、多くの方へ周知を図ることが必要であるため、市広報の仕組みを活用して幅広く周知する。

6 想定スケジュール

	R5.9	R5.10	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3月末	～	R11.3月末
既存不適格となる広告物の調査	●	●							
変更エリアおよび既存不適格物件の件数確定			●						
既存不適格物件への対応（訪問・文書送付）				●					
広告業者への周知				●					
広報やまがた・市ホームページ掲載				●					
景観審議会（経過報告）					●				
山形PAスマートIC供用開始（予定）							●		
対象エリアにおける屋外広告物設置基準と規制地域	従来の基準適用 （普通1種規制地域）						新基準適用 （特別2種規制地域）		
既存不適格物件の経過措置期間							期間 開始		期間 終了

山寺及び蔵王温泉景観重点地区の取組状況について

1 景観重点地区の概要

山形市では、観光地などの特徴ある景観を持つ地区を「景観重点地区」に指定し、歴史や文化、にぎわいの感じられる魅力ある景観まちづくりを目指しており、令和3年3月に山寺地区及び蔵王温泉地区を景観重点地区に指定しました。

景観重点地区では、地区独自の景観形成方針や景観形成の基準、屋外広告物の設置基準を設け、住民主体の積極的な景観まちづくりを進めています。

(1) 山寺景観重点地区の概要

①景観重点地区指定の目的

国指定の史跡及び名勝である山寺の五大堂から一望される、自然に抱かれた大パノラマの眺望景を守るとともに、自然と調和した生活空間の視覚環境を高め、門前に形成された市街地にこの佳境に相応しい風格を加えて、末永く愛されるまちなみをつくることを目的とします。

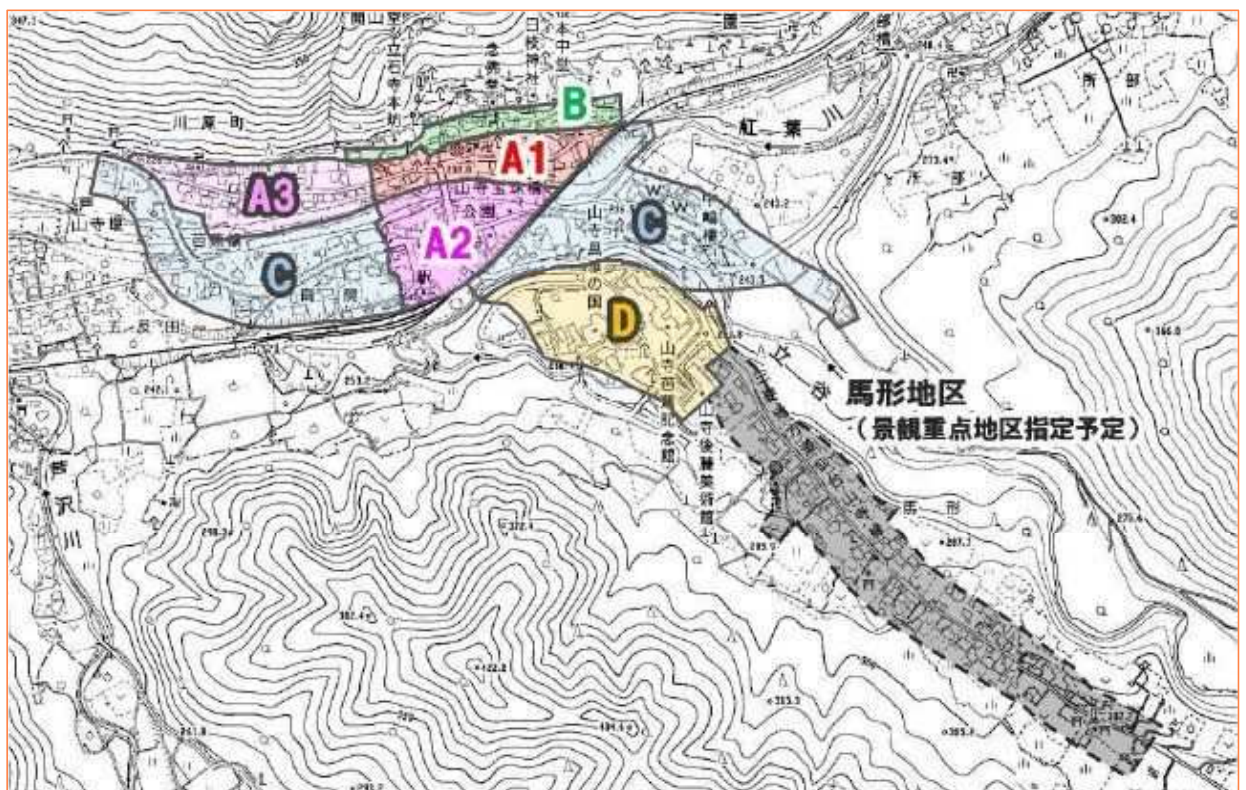
②景観重点地区の指定日及び指定番号

令和3年3月22日【山形市景観重点地区第1号】

③区域の面積

24.8ha ※馬形指定後 31.7ha（馬形地区 6.9ha）

④景観重点地区の区域



(2) 蔵王温泉景観重点地区の概要

①景観重点地区指定の目的

県内最古の歴史を持つ蔵王温泉や、樹氷で知られる蔵王温泉スキー場など、歴史ある温泉街やリゾート地に相応しい、自然と調和したまちなみ整備を行うことにより、地区住民が誇りと愛着をもって住み続けられるまちをつくとともに、観光地としての魅力の向上と地域の活性化を図ることを目的とします。

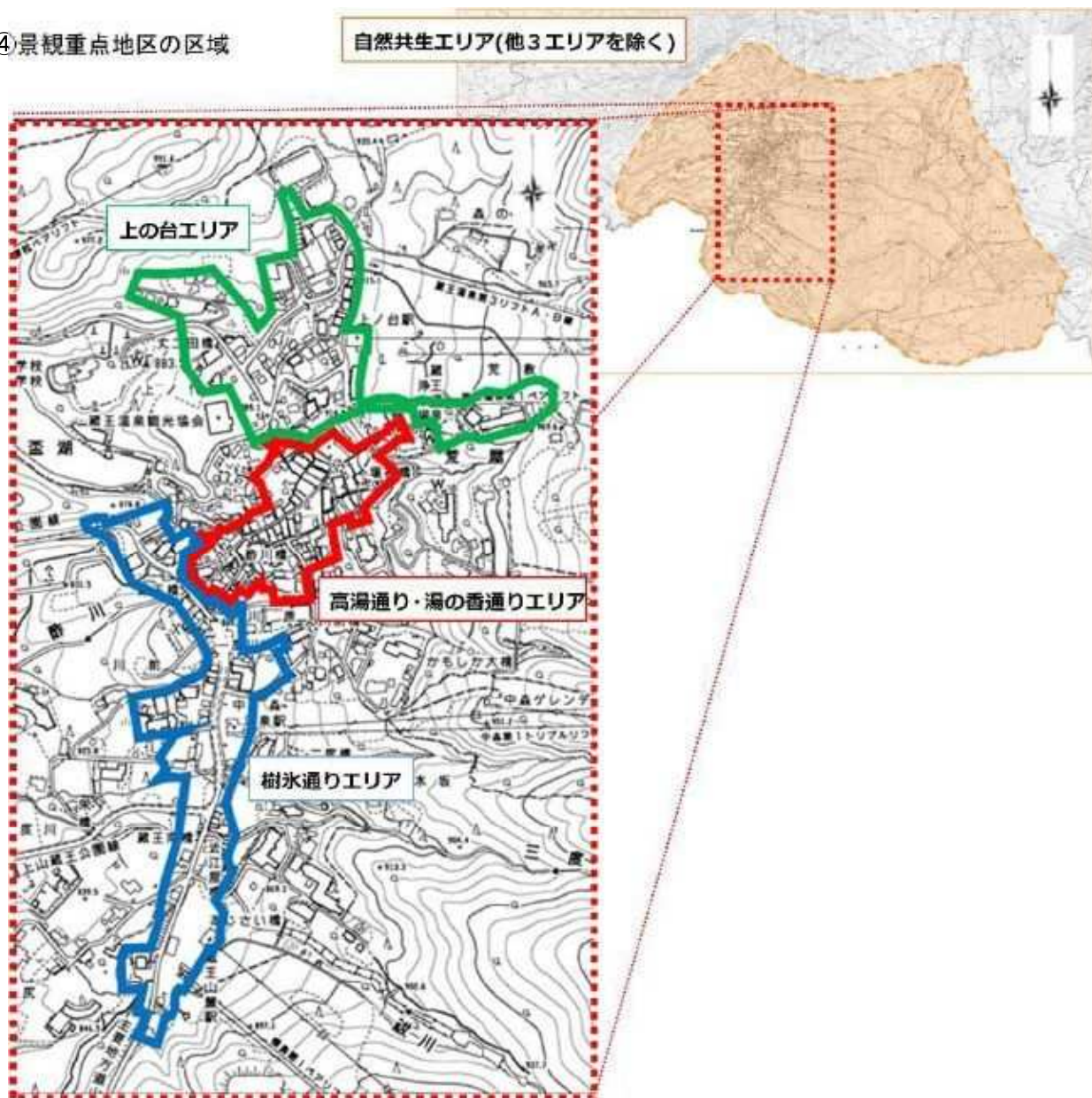
②景観重点地区の指定日及び指定番号

令和3年3月22日【山形市景観重点地区第2号】

③区域の面積

1,023.8ha

④景観重点地区の区域



2 景観重点地区指定後の具体的な取組について

①地区独自の景観形成基準を設定しました

市全域

市内の9つの景観類型毎の景観形成基準により、ゆるやかに景観を誘導。

景観重点地区に指定



景観重点地区指定区域

地区の方針に沿った地区独自の景観形成基準により、より詳細に景観を誘導。

例えば

- ・屋根は切妻、寄棟などの勾配屋根とし、色彩は、黒、灰色、茶色のいずれかとする。
 - ・庇の先端と軒の高さを隣と合わせる。
- など

②地区独自の屋外広告物の設置基準を設定しました

市全域

市内の5つの規制地域ごとの設置基準により、一律に表示面積及び高さを規制。

景観重点地区に指定



景観重点地区指定区域

地区の方針に沿った地区独自の屋外広告物設置基準により、独自の表示面積及び高さや、形態・意匠等のルールを設定。

例えば

- ・広告面は木製又は木目調とし、使用できる色数は原色を除く3色までとする。
 - ・表示面積は3㎡までとする。
- など

③届出の対象となる規模を設定しました

市全域 (一例)

- 建築物の建築等 → 高さ 15m超
建築面積 1,000㎡超
- 工作物の建設等 → 高さ 15m超
築造面積 1,000㎡超

景観重点地区に指定



景観重点地区指定区域 (一例)

- 建築物の建築等 → 独自に設定
※届出対象の拡大など
- 工作物の建設等 → 独自に設定
※届出対象の拡大など

例えば

すべての建築物・工作物を届出対象に。

など

④修景事業に係る支援制度を創設しました

市全域

補助制度なし

景観重点地区に指定



景観重点地区指定区域

地区独自の景観形成基準に基づいた建築物の建築物の外観の修景等に対する補助制度の創設。

地区独自の屋外広告物の設置基準に基づいた広告物の改善または除去などに対する補助制度の創設。

3 行為の届出について

景観重点地区については、届出対象を全市よりも拡大し、地元景観検討組織及びまちなみデザインアドバイザーと合同で検討しながら、地区独自の景観形成基準に基づいた景観誘導を行った

行為の届出件数実績

区分	R3	R4	R5(～8月)
実件数	17件	35件	26件
行為種別延件数	25件	69件	41件
建築物	25件	69件	41件
新築	8件	2件	0件
増築	0件	1件	0件
改修	17件	66件	41件
屋根	9件	27件	24件
塗り替え	4件	14件	18件
葺き替え	4件	13件	6件
庇の取替	1件	0件	0件
外壁	8件	39件	17件
塗り替え	6件	26件	13件
張り替え	2件	13件	4件

地元景観検討回数実績

区分	R3	R4	R5(～8月)
山寺地区	5回	7回	3回
意見照会（書面）	3回	5回	3回
検討会開催	2回	2回	0回
蔵王温泉地区	10回	11回	4回
意見照会（書面）	4回	1回	0回
検討会開催	6回	10回	4回
合計	15回	18回	7回
意見照会（書面）	7回	6回	3回
検討会開催	8回	12回	4回

まちなみデザインアドバイザー派遣依頼回数実績

区分	R3	R4	R5(～8月)
山寺地区	3回	10回	1回
蔵王温泉地区	6回	15回	3回
合計	9回	25回	4回

4 景観まちづくり事業費補助制度について

まちなみデザイン協定地区並びに、景観重点検討地区又は景観重点地区における景観まちづくり活動に係る経費の一部について、補助金を交付しています。

(1) 補助対象事業

景観重点地区において行う景観まちづくりに係る事業

(2) 補助金の額

補助対象となる活動経費の1/2の額

但し、補助額は5万円/年を上限とします。

(3) これまでの活動事例

- ・先進地への視察
- ・景観まちづくりに係る会議の開催 等

5 景観形成事業費補助制度について

1 景観形成事業費補助制度の概要

※「社会資本整備総合交付金：街なみ環境整備事業」活用事業 国庫補助率 1/2

※「令和3年度山形市景観重点地区景観形成事業費補助金交付要綱」をR3.4.1付で制定し、同日付で施行した。単年度要綱のため、令和4年度以降は毎年度制定し施行する。

(1) 目的

景観重点地区において、独自に設定する景観形成方針や景観形成基準、屋外広告物の設置基準等に適合させるための建築物・工作物の新設・改修・修繕・撤去に係る費用の一部を補助するもの。

(2) 補助対象

- ①建築物（新築、増改築、改修等に係る工事費のうち外観（屋根、外壁等）に係る経費、建築物等の外観における色彩の修景に係る経費） [補助上限額：3,000千円]
- ②外構等（門、塀、生垣・植栽・屋外広告物の整備、修景に係る経費） [補助上限額：500千円]
- ③建築設備（給排水設備、空調設備、電気設備の隠蔽又は改善に係る経費） [補助上限額：500千円]

(3) 補助上限額

4,000,000円（建築物300万円＋建築設備・屋外広告物50万円＋外構50万円）

(4) 補助率

2/3（国：1/3 市：1/3）

景観形成事業費補助金交付件数実績

区分	R3	R4	R5(~8月)
山寺地区	3件	9件	0件
蔵王温泉地区	2件	19件	0件
合計	5件	28件	0件

景観重点地区の景観まちづくりを応援します！

山形市景観重点地区 景観形成事業費補助金

どんな補助金？

山形市景観重点地区景観形成事業費補助金は、
山形市景観計画 別冊<景観重点地区編>で目指す景観まちづくりの実現のため、
建築物の新築や増改築、屋外広告物や外構の修景などを行う場合に、
必要な経費を補助します。

補助対象経費と補助率

住宅等修景事業（新築・増築・改築・大規模な修繕・大規模な模様替）



建築設計に要する経費

※住宅等の建築設計費全体が対象

屋根に要する経費

※外観に係る経費に限る

外壁に要する経費

※外観に係る経費に限る

補助率 2/3

補助金の限度額 屋根・外壁の総額で300万円

色彩修景事業（屋根・外壁の塗り替え）



屋根の塗り替えに
要する経費

外壁の塗り替えに
要する経費

補助率 2/3

補助金の限度額 屋根・外壁の総額で300万円

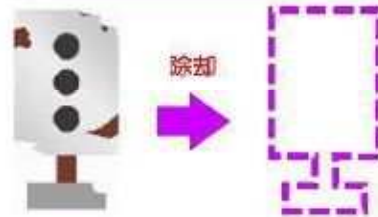
建築設備等修景事業（屋外に露出し景観を阻害している建築設備や広告物等の除却・隠ぺい・改善）

建築設備の隠ぺい・改善



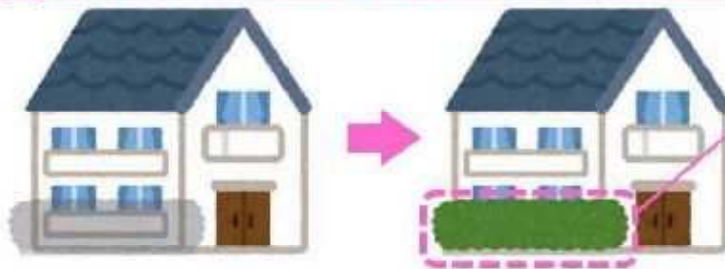
補助率 2/3

屋外広告物の除却・改善



補助金の限度額 建築設備・屋外広告物の総額で50万円

外構修景事業（門・塀・さく・植栽等の整備）



門・塀・さく・植栽等の整備

補助率 2/3

補助金の限度額 門・塀・さく・植栽等の総額で50万円

注意事項

- ▶ 山形市景観計画 別冊〈景観重点地区編〉への適合が交付の条件となります。
- ▶ 国の交付金を活用した事業のため、交付にはその他諸条件がある場合がありますので、詳細はご相談ください。
- ▶ 一の敷地に対する補助金の額の合計は、400万円（建築物300万円＋建築設備・屋外広告物50万円＋外構50万円）を限度とします。 ※最初に補助金の交付を受けてから10年間の限度額
- ▶ 一の敷地に対する住宅等修景事業と色彩修景事業を合わせた補助金の額の合計は、300万円を限度とします。 ※最初に補助金の交付を受けてから10年間の限度額
- ▶ 補助金の交付を受けた物件は、建築物については10年、工作物、建築設備、屋外広告物、外構等については5年間の、良好な保守、保全に努めなければなりません。

補助金等の手続きの流れ



山形市まちなみデザイン課 ☎023-641-1212（内線 512）

山形市旅籠町 2-3-25 / e-mail: machinami@city.yamagata-yamagata.lg.jp / HP: https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp

山形市景観審議会の概要

1 設置の目的

山形市の良好な景観の形成に関する重要事項を調査審議するため。

2 所掌事項

- ① 景観へ与える影響の大きい公共施設の整備を行う場合で、特に必要と認めるとき
- ② 国・他の地方公共団体等に、景観まちづくりの推進のための協力を要請しようとするとき
- ③ 景観計画を策定・変更しようとするとき
- ④ 住民等による景観計画の策定・変更の提案を踏まえた景観計画の策定等をしない旨を通知しようとするとき
- ⑤ 景観重点地区を指定・変更・解除しようとするとき
- ⑥ 景観重点検討地区を指定・変更・解除しようとするとき
- ⑦ 景観計画に適合しない行為を行おうとする者等へ助言・指導をしようとするとき
- ⑧ 景観計画に適合しない行為を行おうとする者等へ勧告・変更命令をしようとするとき
- ⑨ 勧告・変更命令に従わない者を公表しようとするとき
- ⑩ 景観重要建造物を指定しようとするとき
- ⑪ 景観重要樹木を指定しようとするとき
- ⑫ 景観重要公共施設を指定しようとするとき
- ⑬ 景観まちづくりの推進に著しく寄与している建築物・工作物・屋外広告物等の所有者・推薦者・設計者等を顕彰しようとするとき
- ⑭-1 屋外広告物の規制地域・広告物特別活用区域の指定・変更・解除等をしようとするとき
- ⑭-2 広告物特別活用区域内の屋外広告物の表示・設置を許可しようとするとき
- ⑭-3 屋外広告物の違反に対する措置命令に従わない者を公表しようとするとき
- ⑮ その他市長が必要と認めるとき

3 組織

- (1) 定員
15名以内
- (2) 役職
会長1名、副会長1名
※共に委員の互選による

4 会 議

- (1) 開催要件
委員の半数以上の出席
- (2) 議事の議決
出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

5 専門部会

- (1) 設置の目的
景観の形成に関する専門の事項を調査審議するため。
- (2) 所掌事項
審議会の所掌事項のうち、次の事項とする。

部 会 名	所 掌 事 項
景観専門部会	⑦ 景観計画に適合しない行為を行おうとする者等へ助言・指導をしようとするとき ⑧ 景観計画に適合しない行為を行おうとする者等へ勧告・変更命令をしようとするとき ⑨ 勧告・変更命令に従わない者を公表しようとするとき
屋外広告物専門部会	⑭-2 広告物特別活用区域内の屋外広告物の表示・設置を許可しようとするとき ⑭-3 屋外広告物の違反に対する措置命令に従わない者を公表しようとするとき

なお、専門部会での議決事項については、その内容を景観審議会に報告する。

- (3) 委員の選任
専門の事項を調査審議するため、委員ごとの専門性を加味し会長が指名する。
- (4) 役 職
部会長 1 名（会長の指名）
- (5) 会 議
審議会に準ずる。

七日町御殿堰周辺地区における 景観重点地区の指定に向けた取組状況について

1 山形五堰の概要

(1) 山形五堰の歴史

山形五堰は、笹堰・御殿堰・八ヶ郷堰・宮町堰・双月堰の5つの堰の総称で、全国的にも珍しい市街地を網の目状に流れる山形市の景観の特徴ともいえるものです。115kmほどの総延長に対し、コンクリート水路等への改修により、昔の石積水路が残っているのはわずか8km程度ですが、生活に潤いをもたらすその姿は、後世に残していきたい貴重な歴史的財産となっています。

過去の文献によると、約400年前の江戸初期に、前年に起きた大雨による洪水により、当時の山形城主鳥居忠政が馬見ヶ崎川の流路を変更する工事を行い、これにあわせて城壕への水の供給と生活用水・農業用水の確保のため、馬見ヶ崎川に5か所の取水口“堰”を設けたとあります。

明治・大正・昭和初期になると、生活用水・農業用水のほか、様々な産業にも活用され、その重要性はますます高くなりました。

しかし、高度成長期に入ると、特に市街地における山形五堰は、生活排水や工業排水の流入等により、水質の悪化が急速に進み、また、社会経済の発展により、歴史的に貴重な石積水路がコンクリート水路に改修されました。

近年は、公共下水道の普及や地域住民による清掃活動等により、かつてのきれいな流れを取り戻しつつあり、きれいな水にしか生えないとされる梅花藻等の水草の繁殖も確認されています。

(2) 御殿堰について

「御殿堰」という名称は、馬見ヶ崎川の水を城壕へ流すための堰であったことからつけられたといわれています。

現在も、馬見ヶ崎取水口から専称寺境内を経て、市立病院済生館わきから霞城公園方面へと流れています。



専称寺境内を流れる御殿堰

2 各種計画における位置付け

■上位計画

(1) 山形市発展計画2025（令和2年3月）

4-(1) 創造都市の推進

①文化創造都市の推進

映像文化をはじめ、これまで山形市で育まれてきた文化を、産業振興・観光振興・教育振興に生かしたまちづくりを推進するとともに、国内外の創造都市との交流・連携を進めます。

7-(1) 都市の活力向上を図るまちづくり

②景観形成の推進

観光地としての魅力を高めるとともに、日常生活の場としても親しみのある快適な生活空間を形成するため、山形市らしい景観を十分に生かしつつ、更に魅力に磨きをかけ地域の活力に資する良好な景観の形成を推進します。

A-(2) 市民や事業者のチャレンジ支援

①市民や事業者のチャレンジ支援

市民が取り組む地域活動や市民活動団体の取組へ支援するとともに、企業が取り組む研究開発、販路拡大・開拓、新事業の創出、農業や伝統工芸産業における担い手の育成に対しての支援など、市民と事業者の様々なチャレンジに対する支援を行います。

(2) 山形市都市計画マスタープラン（平成29年3月）

第2章 分野別方針

第1節 土地利用の方針

●観光・レクリエーション拠点の魅力を高めるまちづくり

【目標】

観光地、観光イベントや歴史・文化・自然資源などを積極的に活用し、市民や来訪者が楽しむことができる観光・レクリエーション拠点の形成と、機能の強化と充実を目指します。

《方針》

- ・全国的に知名度の高い蔵王温泉や山寺をはじめとした既存の観光地は、外国人観光客への対応を促進するとともに、機能の充実・維持を図ります。
- ・観光客の利便性や回遊性を高める観光案内所の充実のほか、街並み景観整備や案内表示の充実、周辺観光施設との連携などにより、観光地としての機能強化を進めます。
- ・新たな観光拠点の形成を進めるほか、新たな観光資源の掘り起こしや複数の観光資源を結びつけた観光ルートの開拓を行い、交流人口の拡大を図ります。

第3節 都市環境・みどり・景観の方針

●美しい市街地景観の形成

【目標】

歴史・文化資源や市街地内のみどりを生かし、山形市の財産として市民が誇りに感じられる美しい市街地景観の形成を目指します。

《方針》

- ・人口30万人都市に相応しい景観計画を策定し、都市景観の向上を図ります。
- ・都市核では、みどりの保全と緑化の推進などにより、来訪者をもてなす都市景観の創出と魅力的な景観の形成を図ります。
- ・歴史・文化資源が数多く点在する都市核では、調和のとれた美しい景観の形成と良好な市街地環境の向上を図るため、歴史的な風情や街並みの保全と建築物の色彩・高さの統一、屋外広告物の規制・誘導などを進めます。

<具体的な取組例>

- ・山形市景観条例の見直しの検討
(景観地区の指定、景観重要建築物や景観重要樹木の指定等)

(3) 山形市都市計画マスタープラン地域別構想 都心地区(令和3年3月)

3 まちづくりの基本方針

その他まちづくりに関する方針

- 郷土の歴史を物語る魅力ある地域資源を活用した、歴史と文化の香りあふれる市街地景観の形成を図ります。
 - ・歴史的、文化的建築物などの地域資源に配慮した道路整備
 - ・山形五堰を活用した親水空間の整備と保全
 - ・まちなみデザイン協定を活用した一体的なまちなみ形成の促進
 - ・山形市景観計画に基づく景観誘導施策の推進と景観重点地区の指定検討
 - ・歴史・文化資源を活用したまちなか観光の促進

(4) 山形市立地適正化計画(令和3年3月)

5章 計画を実現するための施策等

(2)中心拠点の魅力向上とにぎわいの創出を目指すための施策

ウォークブルなまちづくりの推進

居心地が良く歩きたくなる道路空間の形成に向け、商店街等と連携しながら、都市計画道路の整備状況に応じた道路空間のオープン化を進めます。

●山形五堰を活用した歩行空間の整備（七日町歴史と文化活用街区整備事業）

■関連計画

(1) 山形市中心市街地活性化基本計画（令和2年11月）

(4) 中心市街地活性化の基本的戦略

① 活性化戦略

■戦略1 歴史・文化資源を活用した街なか回遊の推進

街なか回遊の推進にむけて、「七日町御殿堰の延長整備」、「七日町御殿堰の景観を活かした景観形成」「街なか観光の強化」「道路空間を活用した新たな賑わい創出」を実施していく。

- ・御殿堰の整備延伸と街なかの景観整備

本市の歴史的資源である七日町御殿堰を活用し延長整備に取り組むとともに、七日町御殿堰の景観に調和した街並み形成を推進していく。

(2) 山形市中心市街地グランドデザイン（令和4年改訂予定）

① 基本的な考え方（改訂案）

現在中心市街地では、居住人口が増加するとともに官民による様々な事業が創出されており、まちが大きく変化しつつある。今後、中心市街地の価値の向上を図るためにも、これまでグランドデザインで示してきた目的や取組の方向性を継承・発展させつつ、新たな取組も加え、官民が連携し各分野の取組の効果を面的に波及させるため、各分野に共通するコンセプトを定め、「訪れる人が歩いて楽しいと感じる」「住んでいる人が住みやすいと思う」まちづくりを推進します。

② まちづくりのテーマと取組分野（改訂案）



【居住】【文化・芸術】【医療・福祉・子育て】【ビジネス】【観光】
 【商業】の各分野の魅力向上を図るという方針は継承しながら、各分野共通のコンセプトを定め一貫性のある取組を推進し、各分野の魅力向上を商業の魅力向上につなげ、新たなまちの実現を目指す。

コンセプト	
①身体性(体感)、偶発性、希少性の創出	【新規】
②滞在する場としての空間の整備	【継承】
③回遊できる仕組みづくり	【新規】
④みどり豊かな魅力ある空間の整備	【継承】
⑤官民一体となった公共空間の整備・活用	【新規】
⑥公共交通の活用促進	【継承】
⑦DXの推進	【新規】

【戦略的計画ゾーン（実線記載）】

具体的な事業を戦略的に実行していくゾーン



3 七日町御殿堰周辺地区の関連事業

(1) 水の町屋七日町御殿堰に関連する事業

①御殿堰整備事業

歴史的資産であり景観の特徴となっている御殿堰について、昔ながらの石積み水路がもたらす潤いと安らぎ空間として復元整備し後世へ残すとともに、七日町拠点整備事業の一つとして、隣接地で計画されている蔵と堰を活用した商業施設整備事業と連動しながら、「賑わい拠点の創出」、「街なか観光交流人口の増加」を図ることを目的とした事業です。

②七日町御殿堰開発事業

蔵と堰の流れの景観に配慮した「山形らしさ」を活かした商業施設の整備を行い、街なか観光・街なか巡りの増加を目指した商業拠点づくりを行った事業です。

③七日町第5ブロック南地市街地再開発事業

商業施設の更新による商業集積の再構成と居住拠点の形成による都心居住の推進、医療施設や歩行者空間の充実による生活環境の向上を目的として施設整備を行うことにより、中心市街地の活性化および防災性の向上を実現するための事業です。

●平成22年4月 「水の町屋 七日町御殿堰」オープン

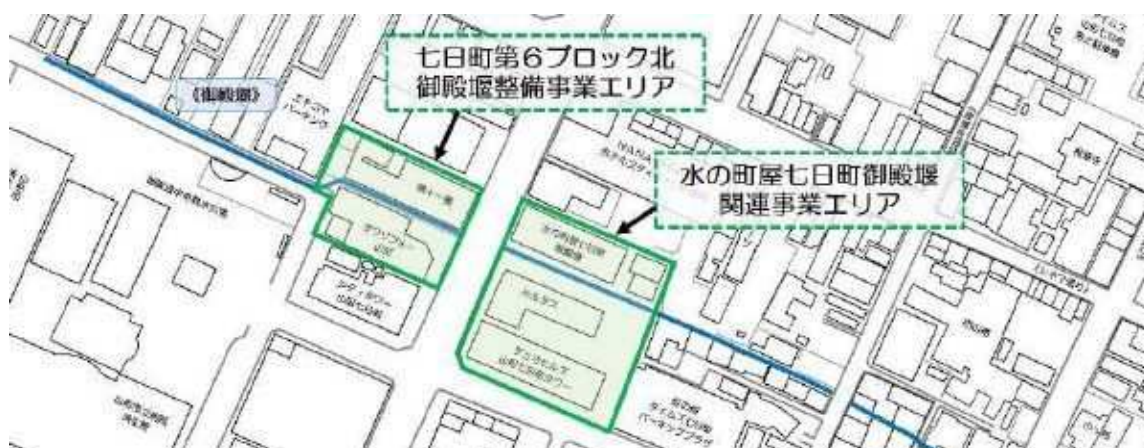
●令和3年7月 「七日町ルルタス」オープン

(2) 七日町第6ブロック北御殿堰整備事業

十一屋本店南側の御殿堰を整備することで、周辺環境と調和した風情ある空間を創出すると共に、貴重な歴史的観光資源である「御殿堰」が、観光客にとって有益なコンテンツとなるように活用を図ることを目的とした事業です。

十一屋本店の物件補償を行い、整備に必要な用地を取得後、高質空間形成に向け、景観に配慮した御殿堰の石提化や歩道の整備などを行います。また、歩道を消雪化することで、冬期間においても、国道112号との連続性が確保され、街なかの回遊性の向上を図るものです。

●令和5年度完成予定



R5名称変更「粋七エリア整備事業」

(3) 七日町歴史と文化活用街区整備事業

①事業の概要

都市計画道路諏訪町七日町線の拡幅工事に合わせ、御殿堰とその周辺を魅力あるエリアとすることを目的とした事業です。

都市計画道路諏訪町七日町線の建昌寺前工区においては、土地に奥行きがほとんどなく、拡幅工事による残地がほとんど残らない土地が多いため、再建が難しいエリアです。このため、転出希望者から道路用地として買収した土地を、都市計画道路区域内の残留希望者の土地と玉突きで移動することにより最終的に都市計画道路用地を確保する「沿道整備街路事業」という手法を採るものです。

山形市では、御殿堰周辺を含むエリアで行う当該事業に合わせて、既存の蔵や料亭などの歴史的資産を生かしつつ、幹線道路から一本入ると御殿堰沿いなどに小径や広場が続き、その周囲には店舗が並ぶような、ゆったりと歩くことのできる空間を整備する予定です。

②予定事業エリア



5 七日町御殿堰周辺地区の景観重点地区指定について

(1) 景観重点地区指定の目的

七日町御殿堰周辺エリアは、山形市中心市街地グランドデザインにおいて、『戦略的景観構築ブロック』に位置付け、水路や沿道、歩道の整備のほか、魅力ある店舗の出店を促すなど、回遊性の高い空間に整備し『歩くほど幸せになるまち』を目指しています。

山形市では、『歩くほど幸せになるまち』づくりや、当該エリアの目指す理想の実現のため、『七日町歴史と文化活用街区整備事業』をはじめとする関連事業と連携しながら、地区の景観特性を生かした景観まちづくりを進めることで、堰と調和した風情のある美しい景観の創出と保全を図ることを目的とします。

七日町御殿堰周辺地区の景観重点検討地区指定後の取組について

1 景観重点地区の指定の提案までの取り組み



2 景観重点地区に指定されると

①地区独自の景観形成基準を設定できます

市全域

市内の9つの景観類型毎の景観形成基準により、ゆるやかに景観を誘導。

景観重点地区に指定されると



景観重点地区指定区域

地区の方針に沿った地区独自の景観形成基準により、より詳細に景観を誘導。

例えば

- ・屋根は切妻、寄棟などの勾配屋根とし、色彩は、黒、灰色、茶色のいずれかとする。
 - ・庇の先端と軒の高さを隣と合わせる。
- など

②地区独自の屋外広告物の設置基準を設定できます

市全域

市内の5つの規制地域ごとの設置基準により、一律に表示面積及び高さを規制。

景観重点地区に指定されると



景観重点地区指定区域

地区の方針に沿った地区独自の屋外広告物設置基準により、独自の表示面積及び高さや、形態・意匠等のルールを設定。

例えば

- ・広告面は木製又は木目調とし、使用できる色数は原色を除く3色までとする。
 - ・表示面積は3㎡までとする。
- など

③届出の対象となる規模を設定できます

市全域 (一例)

- 建築物の建築等 → 高さ 15m超
建築面積 1,000㎡超
- 工作物の建設等 → 高さ 15m超
築造面積 1,000㎡超

景観重点地区に指定されると



景観重点地区指定区域 (一例)

- 建築物の建築等 → 独自に設定可能
※届出対象の拡大など
- 工作物の建設等 → 独自に設定可能
※届出対象の拡大など

例えば

すべての建築物・工作物を届出対象に。

など

④修景事業に係る支援を受けることができます

市全域

補助制度なし

景観重点地区に指定されると

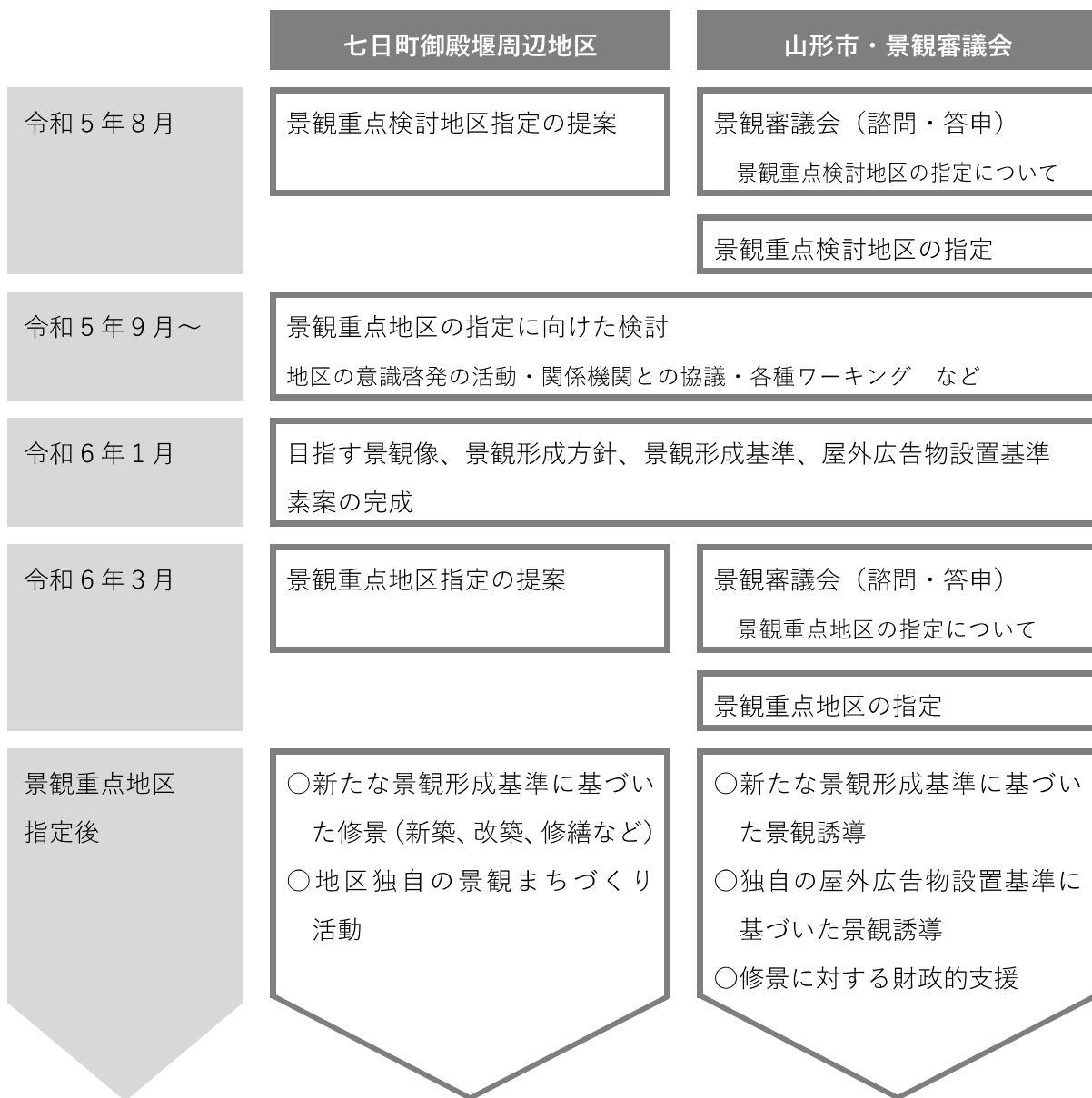


景観重点地区指定区域

地区独自の景観形成基準に基づいた建築物の建築物の外観の修景等に対する補助制度の創設。

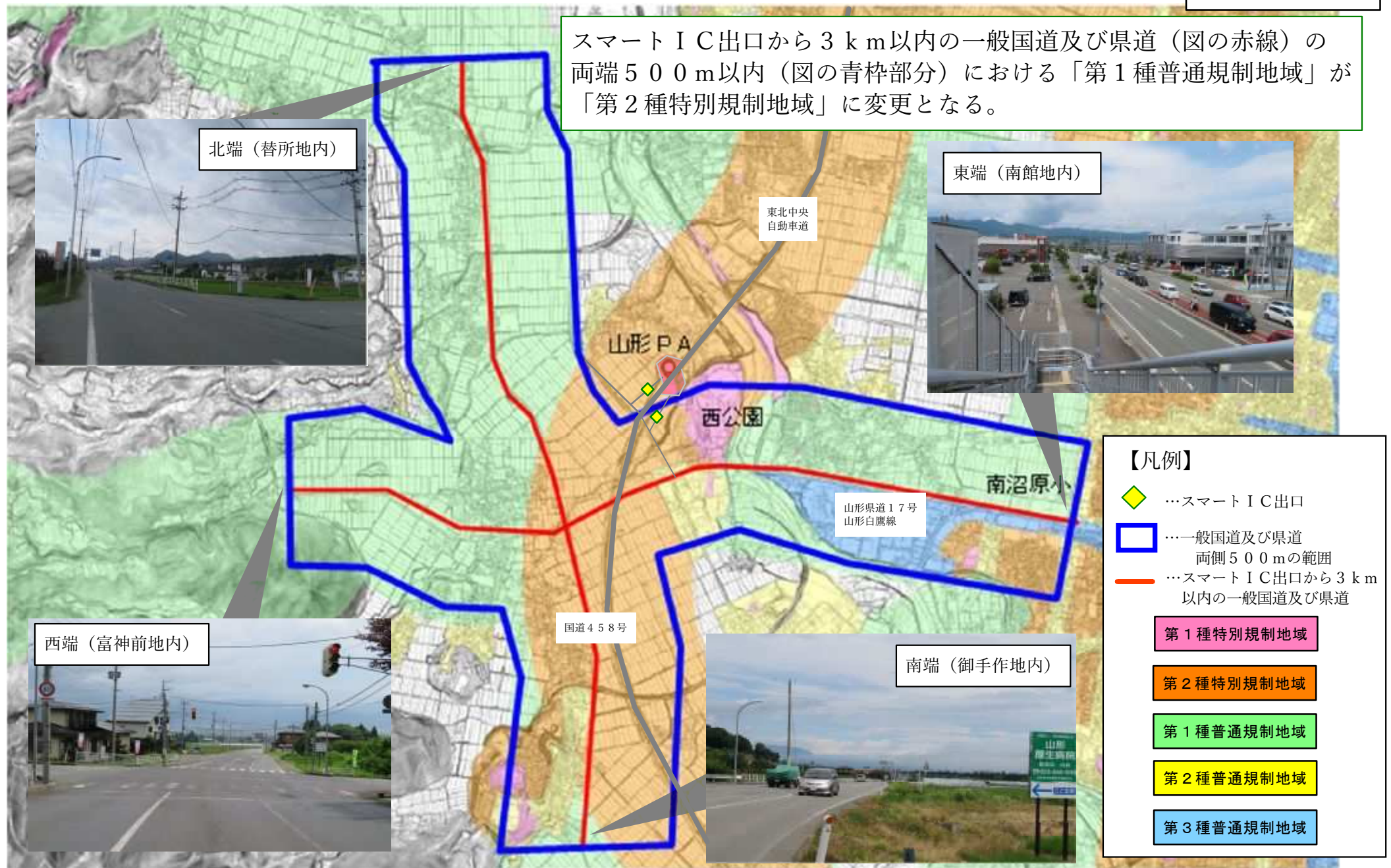
地区独自の屋外広告物の設置基準に基づいた広告物の改善または除去などに対する補助制度の創設。

3 今後のスケジュール



規制地域変更区域のイメージ図について

スマート I C 出口から 3 k m 以内の一般国道及び県道（図の赤線）の
 両端 5 0 0 m 以内（図の青枠部分）における「第 1 種普通規制地域」が
 「第 2 種特別規制地域」に変更となる。



【凡例】

- ◆ …スマート I C 出口
- …一般国道及び県道
両側 5 0 0 m の範囲
- …スマート I C 出口から 3 k m
以内の一般国道及び県道

第 1 種特別規制地域
第 2 種特別規制地域
第 1 種普通規制地域
第 2 種普通規制地域
第 3 種普通規制地域

A3
エリア



和風を感じさせる落ち着いた住宅景観を形成

B
エリア



歴史を経た工作物やそのまわりの緑を維持し、自然豊かな住宅景観を維持

A2
エリア



和風の風格を感じさせつつ、通りごとに特徴のある景観を形成



A1
エリア



人々の集う空間形成を通し、和風の風格とにぎわいの感じられるまちなみを形成

C
エリア



自然と歴史に調和した地区固有の落ち着いた住宅地景観を形成

D
エリア



周囲の緑を維持し、各施設のデザインコードにのった景観を維持

PROFILE

▶ 山寺景観重点地区
＜A1エリア＞

- ・屋根の葺き替え
- ・外壁の塗り替え・張り替え
- ・看板の除却・改善

BEFORE



AFTER



PROFILE

▶ 山寺景観重点地区
＜A1エリア＞

- ・看板の改善

BEFORE



AFTER



PROFILE

▶山寺景観重点地区
＜A2エリア＞

- ・屋根の葺き替え・塗り替え
- ・外壁の張り替え・塗り替え
- ・看板の改善

BEFORE



AFTER



PROFILE

▶山寺景観重点地区
＜A2エリア＞

- ・屋根の葺き替え・塗り替え
- ・外壁の張り替え・塗り替え
- ・看板の改善

BEFORE



AFTER



PROFILE

▶山寺景観重点地区
＜A2エリア＞

- ・外壁の塗り替え・張り替え
- ・看板の改善

BEFORE



AFTER



PROFILE

▶山寺景観重点地区
＜A2エリア＞

- ・外壁の塗り替え・張り替え
- ・看板の改善

BEFORE



AFTER



蔵王温泉地区



自然共生エリア



上の台エリア



高湯通り・湯の香通りエリア



樹氷通りエリア



PROFILE

▶蔵王温泉景観重点地区
＜高湯通りエリア＞

- ・右側の建築物を、腰壁を意識した色彩及びデザインに修景
- ・屋根の葺き替え
- ・外壁の塗り替え
- ・腰壁の設置

BEFORE



AFTER



PROFILE

▶蔵王温泉景観重点地区
＜高湯通りエリア＞

- ・シートで覆われている建築物を減築後、修景
- ・外壁の塗り替え・張り替え

BEFORE



AFTER



PROFILE

▶蔵王温泉景観重点地区
〈高湯通りエリア〉

・建築物の新築

BEFORE



AFTER



PROFILE

▶蔵王温泉景観重点地区
〈高湯通りエリア〉

・外壁の塗り替え・張り替え

BEFORE



AFTER



PROFILE

- ▶蔵王温泉景観重点地区
＜高湯通りエリア＞
- ・腰壁を意識した色彩に修景
- ・屋根の葺き替え
- ・外壁の塗り替え・張り替え

BEFORE



AFTER



PROFILE

- ▶蔵王温泉景観重点地区
＜高湯通りエリア＞
- ・腰壁を意識した色彩に修景
- ・屋根の葺き替え
- ・外壁の塗り替え・張り替え

BEFORE



AFTER



PROFILE

▶蔵王温泉景観重点地区
＜樹氷通りエリア＞

・外壁の塗り替え

BEFORE



AFTER



PROFILE

▶蔵王温泉景観重点地区
＜樹氷通りエリア＞

・屋根の葺き替え
・外壁の塗り替え・張り替え

BEFORE



AFTER



PROFILE

▶蔵王温泉景観重点地区
＜樹氷通りエリア＞

・外壁の塗り替え

BEFORE



AFTER



PROFILE

▶蔵王温泉景観重点地区
＜樹氷通りエリア＞

・外壁の塗り替え

BEFORE



AFTER



PROFILE

▶ 蔵王温泉景観重点地区
 < 樹氷通りエリア >

- ・屋根の塗り替え
- ・外壁の塗り替え・張り替え
- ・看板の除却・改善

BEFORE



AFTER



PROFILE

▶ 蔵王温泉景観重点地区
 < 樹氷通りエリア >

- ・屋根の塗り替え
- ・外壁の塗り替え・張り替え
- ・看板の除却・改善

BEFORE



AFTER



PROFILE

▶ 蔵王温泉景観重点地区
＜樹氷通りエリア＞

・看板の改善

BEFORE



AFTER



PROFILE

▶蔵王温泉景観重点地区
＜上の台エリア＞

- ・屋根の塗り替え
- ・外壁の塗り替え

BEFORE



AFTER



PROFILE

▶蔵王温泉景観重点地区
＜上の台エリア＞

- ・建築物の新築

BEFORE



AFTER



PROFILE

▶蔵王温泉景観重点地区
＜上の台エリア＞

- ・屋根の葺き替え
- ・外壁の張り替え

BEFORE



AFTER



PROFILE

▶蔵王温泉景観重点地区
＜上の台エリア＞

- ・屋根の葺き替え
- ・外壁の張り替え

BEFORE



AFTER



PROFILE

▶蔵王温泉景観重点地区
＜自然共生エリア＞

- ・外壁の塗り替え
- ・看板の改善

BEFORE



AFTER

